

京都市教育長訓令甲第7号

学 校

幼 稚 園

教育機関

防火管理者の設置に関する規則施行規程の一部を次のように改正する。

平成30年3月30日

京都市教育長 在田正秀

第3条を次のように改める。

第3条 幼稚園及び小学校が同一敷地内にある場合の防火管理者は、小学校の教頭とする。

「
別表小学校の項中

京都市立大原小学校百井分校
京都市立大原小学校尾見分校

 を削る。
」

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)